

事 務 連 絡  
令和 4 年 4 月 28 日

各都道府県介護保険担当課（局） 御中  
各市区町村介護保険担当課（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の  
第一号被保険者の令和 4 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いに  
関する Q & A

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和 4 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（令和 4 年 3 月 14 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「3 月事務連絡」という。）によりお示ししたところですが、この事務連絡に関して、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者の令和 4 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いに関する Q & A」を作成しましたので、内容について御了知いただくようよろしくお願いします。

(別添)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による  
介護保険の第一号被保険者の令和4年度における減免措置に対する今後の  
財政支援の取扱いに関するQ&A

令和4年4月28日  
厚生労働省老健局  
介護保険計画課

**【申請受付】**

問1 現下の状況に鑑みて、郵送やオンラインによる申請受付を行ってよいか。

(答)

差し支えない。必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法が考えられる。

**【減免に対する財政支援の算定基準】**

(世帯の主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病)

問2 「重篤な傷病」の定義如何。

(答)

新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに長期間を要する等により1ヶ月以上の治療を有すると認められる場合をいう。ここにいう1か月以上の期間には、宿泊療養や自宅療養に係る期間も通算して差し支えない。

問3 新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負ったことについて、何により確認を行えばよいのか。

(答)

医師による死亡診断書や、診断書などにより確認することが考えられる。

問4 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症により死亡・重篤な傷病を負った場合に、令和4年度保険料が財政支援の対象となると考えてよいか。また、令和4年3月31日までに死亡した場合又は同日まで重篤な傷病を負っていたが、令和4年度には既に回復している場合は、令和4年度保険料は財政支援の対象とならないと考えてよいか。

(答)

貴見のとおり。

問5 重篤な傷病を負っていた期間が令和3年度から令和4年度に跨いでいる場合は、令和3年度及び令和4年度の保険料が財政支援の対象となると考えてよいか。

(答)

重篤な傷病を負っていた期間の一部が財政支援の対象期間に含まれている場合には、当該対象期間を財政支援の対象として差し支えない。

(世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少)

問6 新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少したことについてどのように証明することを想定しているのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものであるが、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等）を除き、国の財政措置の対象から除外するものではない。

問7 「その者の属する世帯の主たる生計維持者」とは誰を指すのか。

(答)

世帯の生計を主として維持する者であり、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属するものであることが原則である。

問8 3月事務連絡別紙の2(1)②のiにおける「事業収入等」については、どういった収入が含まれるのか。株の取引による収入等は含まれないのか。

(答)

事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかであり、株の取引による収入等は含まれない。

問9 事業収入等の減少については、あくまで「見込み」で判断することとして差し支えないのか。新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化が見通せない中で、年間の見込みを判断するのは困難に思うが、どのように前年の当該事業収入等と比較すればよいのか。また、事業収入等の減少を確認するにあたっての証拠書類はどのようなものが考えられるか。

(答)

事業収入等の減少により生活が困難となっている被保険者に対する支援を速やかに実施するため、事業収入等の減少については、「見込み」で判断することとしていただきたい。

このため、事業収入等の減少見込みについては「10分の3以上の減少」という要件のみを設定しており、例えば、申請時点までの一定期間の帳簿や給与明細書の提出等により、年間

を通じた収入の見通しを立てていただくなど、一定の合理性を担保しつつ、柔軟に判断していただきたい。

問 10 減免決定後、次年度の収入金額が確定した際、見込額との相違など再判定の必要はあるか。また、収入実績で判定したとき減収要件を満たさなかった場合には、減免決定を取り消されなければならないか。

(答)

事業収入等の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判定することとしており、不正により収入を過小に見込んでいた場合等を除き、改めて判定し直す必要はない。

問 11 令和3年の収入額や所得額については、令和4年6月頃に固まるため、減免の判断に関しても、それを待って、収入減少の程度を判断することとなるのか。

(答)

令和3年の収入額や所得額についても、確定申告書の写しや源泉徴収票の写しなどを用いることで、可能な限り、速やかに判断していただきたい。

問 12 国や都道府県から支給される各種給付金（特例定額給付金や持続化給付金等）について、3月事務連絡別紙の2(1)②の「事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）」における「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」、「合計所得金額」、「前年の所得の合計額」及び「前年の所得額」に含まれているのか。

(答)

国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算には含めないこととする。また、「合計所得金額」、「前年の所得の合計額」及び「前年の所得額」については、税法上の取扱いに準じて対応いただきたい。

問 13 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額、事業等の廃業や失業について証明する書類は、どのようなものを想定しているのか。

(答)

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額については、その有無を申請書に記載させる等、申請者本人に確認の上、該当がある旨の申し出があった場合には、帳簿や保険契約書等により確認するものと考えられる。

また、事業等の廃止や失業についての考え方も同様である。

問 14 3月事務連絡別紙の2(1)【表1】B「当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額」については、減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額で判断するのか。

(答)

貴見のとおり。

問 15 3月事務連絡別紙の2(1)【表1】のC「当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額」については、平成30年度の税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた額となるか。

(答)

貴見のとおり。

問 16 3月事務連絡別紙の2(2)②の令和3年度相当分の保険料については、「令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降期間に普通徴収の納期眼が到来するものの減免を行った場合も、令和4年度の特別調整交付金により財政支援を行う予定としていること。」とあるが、やむを得ない事情等により資格取得が令和4年4月以降となった場合も同様に令和4年度の財政支援の対象となるか。

(答)

貴見のとおり。「令和3年度末に資格を取得したこと」の記載は、令和3年度相当分の保険料の普通徴収の納期限が令和4年4月以後に到来するケースの事例として記載しているものであり、被保険者の個別の事情に応じて保険者においてご対応いただくものとなる。

なお、資格取得日から14日以内にやむを得ない事情等がなく加入手続が行われなかったため、令和4年3月以前の保険料の納期限が令和4年4月1日以降に設定されている場合については、令和4年度の保険料のみが対象となる。

問 17 所得更正により令和3年度以前の保険料が増額更正された場合、増額分も含め令和4年度の財政支援の対象となるか。

(答)

貴見のとおり。

なお、賦課権の期間制限の到来以後は、変更賦課を行うことができないことに留意する。

問 18 3月事務連絡I2(1)～(3)にある「第一号保険料の減免見込額」とあるが、令和4年度分の保険料と同様に財政支援の対象となる令和4年4月以後に納期限が到来する令

和2年度相当分及び令和3年度相当分の保険料の減免を行った場合には、第一号保険料の減免見込額に積算して差し支えないか。

(答)

貴見のとおり。

問19 令和3年度の財政支援の対象となっている保険料(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限があるもの)について、やむを得ない理由により減免申請が令和4年4月以降となった場合、財政支援の対象となるか。

(答)

令和4年度の特別調整交付金より、令和3年度と同様に全額を支援予定である。

問20 減免を実施した場合の地方負担分に対し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することは可能か。

(答)

貴見のとおり。詳細については、下記「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A(第7版)」1-27をご参照いただきたい。

(参考) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A(第7版)」1-27

1-27 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途(事業内容)に制限はない。

ただし、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること(制度要綱第3の3)から、本交付金を充当する費用(歳出)を地方公共団体において整理しておく必要がある。(減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。)

なお、減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

#### 【一般会計・特別会計】

実施計画の事業概要②(経費内容)は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③(積算根拠)としては減免額の積算根拠を記載する。

#### 【公営企業会計】

実施計画の事業概要②(経費内容)は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と

記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。